

平成25年2月18日
株式会社 中国銀行

でんさいネットサービス取扱開始に伴う各種当座勘定規定の改定について

当行では、平成25年2月18日(月)より(株)全銀電子債権ネットワーク(でんさいネット)を通じて流通する電子記録債権(でんさい)を利用した新たな決済サービス「ちゅうぎんでんさいサービス」の取扱いを開始いたしました。

これに伴い当座勘定取引について、でんさいネットサービスの取引状況を反映するよう各種当座勘定規定を改定いたします。

1. 改定する規定

- (1) 当座勘定規定(一般当座用)
- (2) 個人当座勘定規定(ちゅうぎんパーソナルチェック用)
- (3) 当座勘定規定(専用約束手形口用)

2. 改定内容

各種当座勘定規定の解約事由に、「でんさいネットの取引停止処分」を追加いたします。

以上